

豊橋市二川宿本陣資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月2日提出

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市二川宿本陣資料館条例の一部を改正する条例

豊橋市二川宿本陣資料館条例（平成3年豊橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、<u>豊橋市二川宿本陣資料館及びその附属施設</u>（以下「資料館」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 文化財として改修復原した二川宿本陣、<u>旅籠屋「清明屋」及び商家「駒屋」</u>を公開し、併せて二川宿その他近世交通に関する資料（以下「資料」という。）の保存と活用を図り、もって地方文化の発展に寄与するため、資料館を次の場所に置く。</p> <table border="1" data-bbox="156 1780 786 1955"><thead><tr><th data-bbox="156 1780 384 1839">名称</th><th data-bbox="384 1780 786 1839">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="156 1839 384 1955"><u>豊橋市二川宿本陣資料館</u></td><td data-bbox="384 1839 786 1955"><u>豊橋市二川町字中町65番地</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>豊橋市二川宿本陣資料館</u>	<u>豊橋市二川町字中町65番地</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、豊橋市二川宿本陣資料館（以下「資料館」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 文化財として改修復原した二川宿本陣<u>及び旅籠屋「清明屋」</u>を公開し、併せて二川宿その他近世交通に関する資料（以下「資料」という。）の保存と活用を図り、もって地方文化の発展に寄与するため、資料館を次の場所に置く。</p> <p><u>豊橋市二川町字中町65番地</u></p>
名称	位置				
<u>豊橋市二川宿本陣資料館</u>	<u>豊橋市二川町字中町65番地</u>				

(附属施設)	豊橋市二川町字新橋町21番地
商家「駒屋」	

(事業)

第3条 資料館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 改修復原した二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」及び商家「駒屋」の保存及び公開に関すること。

(2)～(6) (略)

(指定管理者による管理)

第4条 商家「駒屋」の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 商家「駒屋」の事業として教育委員会が定める事業の実施に関する業務

(2) 商家「駒屋」の使用の承認に関する業務

(3) 商家「駒屋」の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他教育委員会が定める業務

(入館料)

第6条 豊橋市二川宿本陣資料館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

(資料の利用等)

(事業)

第3条 資料館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 改修復原した二川宿本陣及び旅籠屋「清明屋」の保存及び公開に関すること。

(2)～(6) (略)

(入館料)

第4条 資料館に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

(資料の利用等)

第7条 (略)

(使用の承認等)

第8条 商家「駒屋」を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が定める日までに別表第3及び別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

(入館料等の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、入館料、手数料又は使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、商家「駒屋」の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

(2) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、商家「駒屋」の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、商家「駒屋」に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

第5条 (略)

(入館料等の減免)

第6条 市長は、特別の事由があると認めるときは、入館料又は手数料を減免することができる。

(使用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、商家「駒屋」の使用の承認を取り消し、又はその使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたととき。

2 前項の規定による商家「駒屋」の使用の承認の取消し又はその使用の中止により、使用者が損害を受けても教育委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。

(入館料等の還付)

第14条 納付された入館料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が前条第1項第2号の規定により、商家「駒屋」の使用の承認を取り消し、又はその使用の中止を命じたとき。

(2) 使用者の責に帰することができない理由で商家「駒屋」を使用できなかったとき。

(3) 使用者が、指定管理者が定める日までに商家「駒屋」の使用の承認の取消しの申出を行い、当該使用の承認の取消しを受けたとき。

(4) その他市長が特別の事由があると認めたととき。

(入館料等の還付)

第7条 納付された入館料又は手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたとときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第15条 使用者は、商家「駒屋」の使用を終わったとき、又は第13条第1項の規定により商家「駒屋」の使用の承認を取り消され、若しくはその使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第16条 教育委員会(商家「駒屋」にあつては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(損害賠償)

第17条 入館者、利用者又は使用者は、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は資料を滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに豊橋市個人情報保護条例(平成17年豊橋市条例第1号)の定めるところに従い、適正に商家「駒屋」の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 (略)

別表第1 (第6条関係)

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(損害賠償)

第9条 入館者又は利用者は、資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は資料を滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第4条関係)

(略)

別表第 2 (第 7 条関係)

(略)

別表第 3 (第 8 条関係)

時間 区分	午前	午後	全日
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで
	円	円	円
主屋	2,450	3,270	5,720
離れ座敷 (和 室各 1 室につ き)	650	870	1,520
茶室	650	870	1,520
南土蔵	1,030	1,380	2,410
中土蔵	1,160	1,550	2,710
北土蔵 (全 体)	1,920	2,550	4,470
北土蔵 (キッ チン部分)	650	850	1,500
北土蔵 (ギャ ラリー部分)	1,270	1,700	2,970
広場	240	320	560

備考

- この表の時間外又は正午から午後 1 時までの間において使用するときの使用料は、1 時間につき (1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。)、全日の時間区分の使用料の 7 分の 1 に相当する額 (その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これ

(略)

別表第 2 (第 5 条関係)

(略)

を10円に切り上げる。)とする。

2 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

3 前項の規定にかかわらず、企業活動のために使用する場合の使用料は、当該使用料の3倍の額とする。

別表第4 (第8条関係)

区分	単位	使用料の額
附属設備	1点又は一式につき	2,000円以内で規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

理 由

本案を提出するのは、二川宿本陣資料館の附属施設として商家「駒屋」を設置するのに伴い、指定管理者制度の導入等について条例でこれを規定するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。